

平成23年度第4回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

- 1 日 時 平成24年1月26日(木) 午後3時00分～午後4時30分
- 2 場 所 鎌ヶ谷市役所6階第3委員会室
- 3 出席者
【委員】鈴木委員 若槻委員 丸山委員 原委員 岡村委員 今村委員
村田委員 松崎委員 豊島委員
【事務局】國松課長 石渡課長補佐 大伯副主幹 松丸介護保険係長
新田介護保険係主査 牧野介護保険係副主査
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 題 第5期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(案)
について

6 会議内容

(会 長) 本日は皆様方、大変お忙しい中、平成 23 年度の第 4 回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会にご出席くださいます。ありがとうございます。

この会議は、鎌ヶ谷市介護保険条例施行規則第 8 条第 7 項の規定に基づき過半数の委員の出席をもって成立する会議となっております。ただ今、出席されている委員は 8 名となっており、定足数を満たしておりますので会議を進めさせていただきます。

今日の会議の内容につきましては、第 5 期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）が事務局で取りまとめが出来たので、この件につきまして皆様にご審議をいただく会議となっております。会議録署名人ですが事務局に一任したいと思います。

(事務局) 丸山委員と松崎委員にお願いしたいと思います。

(会 長) それでは、丸山委員と松崎委員お願いします。事務局、会議の傍聴希望者は、いらっしゃいますか。

(事務局) 傍聴希望者はありません。

(会 長) それでは、議事に入りたいと思います。第 5 期鎌ヶ谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 説明させていただきます。前回、第 3 回の会議におきまして素案を説明させていただき、その時には素案の中の介護保険料の金額が記入されておりました。本日はその辺を説明していきたいと思います。まず、資料の「介護保険料の改定について」をご覧ください。

平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 ヶ年の中で、介護保険料を改定するのですが、(1) (2) (3) の 3 点による給付費の上昇が、保険料改定の理由となっております。まず、1 点目に介護職員処遇改善交付金の廃止に伴う給付費の上昇が、プラス 1. 2% となっております。前回 2% の上昇と説明させていただきましたが、昨日 1 月 25 日の社会保障審議会では実際は 1. 2% ということでした。こちらは、3 年前に介護職員の処遇改善ということで、国から事業所へ交付金として月額平均 1 人当たり 1 万 5 千円が交付されておりましたが、平成 23 年度をもって、この交付金がなくなります。そ

のため、その相当額の介護給付費を含め、1.2%上昇すると見込まれております。

次に2点目の地域区分の見直しに伴う給付費の上昇ですが、約3%の上昇となっております。鎌ヶ谷市の地域区分は、今までは介護報酬の上乗せ割合が0%でした。東京や地区によっては最高15%や6%など、地域区分により上乗せがされており、今回の見直しによって鎌ヶ谷市では3%上乗せの割合となりました。

3点目は、要介護者の増加によって給付費の増加が見込まれますが、その自然増の分が7%以上の上昇が見込まれております。以上の介護給付費の上昇が、次期の介護保険料の改定の理由となっております。

次に2番の改定の内容ですが、A3の資料の「第5期の所得段階別保険料」により説明させていただきます。左側が第4期の介護保険料で、右側が第5期の介護保険料です。(1)の基準額の改定ですが、基準額が第4期は月額3,910円で年額46,920円に対し、第5期は月額4,370円でプラス460円、年額52,440円でプラス5,520円の改定予定となります。

(2)の所得別段階設定の改正ですが、第4期につきましては段階が1段階から9段階でありました。それが第5期では、13段階に改定の予定です。第4段階までの変更点は、第3段階が2つに分かれ区分化される点で、第5段階以降は今まで合計所得金額の分け方が200万円単位から300万円単位で最高が700万円以上と、結構大きい金額で分かれておりましたが、これを細分化しまして前半は100万円単位で後半は200万円単位、新たに1,000万円以上の区分を13段階として設けました。9段階から13段階へ4段階増やし細分化しましたが、実際は3段階をさらに2つに分けておりますので、9段階10区分から13段階15区分となっております。

次に(3)低所得者対策としまして、①第1段階、第2段階の保険料率を引き下げております。第4期の保険料率は0.5でしたが、第5期では0.45に下げております。その結果、今回の介護保険料の改定におきましても、月額1,955円から月額1,976円でプラス21円、年額にして14

0円という金額の上昇となり、第1段階と第2段階においては極力上昇を抑えた改定としております。②第3段階も今まで保険料率は0.7でしたが、これを2つに分け、資料に書いてあるとおり、従来の第3段階のうち本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方につきましては新たに区分を設け、保険料率を0.6としております。それ以外の第3段階の方は0.7となっております。第3段階の方は合計2千人ほどいらっしゃるのですが、保険料率0.6と0.7の方の割合は千人ずつとなります。それから③の第4段階の分割の継続とありますが、経過措置で第4段階の方のうち、年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方は保険料率が0.9でしたが、これをまた継続するというものでした。段階別の改正は以上です。

次に3基金の取崩しで、前回もお話させていただきましたが、今回は国の方から、極力基金を投入して保険料の上昇を抑制しなさいという指導があります。まず(1)市の介護保険財政調整基金ですが、現在鎌ヶ谷市ではこのままですと平成23年度末残高額は410,884,770円の予定です。前回4億8千万円とお話しさせていただきましたが、今年度の介護保険財政が3月に補正をしないと足りなくなったものですから、それを財政調整基金から流用しますので、平成23年度末の残高額が下がっております。その残高のうち、4億1千万円ほとんどを投入するという考えです。

(2)の介護保険財政安定化基金ですが、各市町村が各都道府県、鎌ヶ谷市であれば千葉県に積立てをしております。過去に5千万円積み立てているうちの鎌ヶ谷市分として県から通知があり、今回35,317,043円が返還されるということで、これを今回の第5期へ投入するという形になります。

本日お配りした近隣市の状況の表をご覧ください。これは参考程度で各市確定しておりません。平成24年1月17日現在、各市町村に問い合わせした結果、このような金額になりそうだということで載せております。東葛6市と船橋や市川を含めた9市を掲載させていただきました。千葉市については一番下にあり、第4期の基準額が3,975円で、これが第5期では4,887円になると既に新聞等で公表してい

ます。プラス912円で上昇率が22.94%となっております。千葉市は特に財政調整基金の額は聞いておりません。第5期の基準額が高い順に、上から今の段階では流山市・松戸市・市川市・柏市・鎌ヶ谷市・船橋市・野田市・浦安市・我孫子市という順位で、これを見ますと9市の中で鎌ヶ谷市が5番目ということで中間的な金額となっております。各市の右から2番目の財政調整基金ですが、これは市の基金という金額で載せましたが、流山市は今現在基金の残がなく、松戸市は3億5千万円それぞれ市川市、柏市と載せております。柏市は基金の投入額を教えてくださいなかつたので不明となっておりますが、9番目の我孫子市を見ますと今回介護保険料の改定で金額が変わっておりません。基準額を上げないということですが、基金が9億円あり、そのうち9億円投入するため、比較的基金が多いということで基準額を上げなくてもいいのではないかと思います。この基金の取崩しですが、鎌ヶ谷市の場合、だいたい1億円の金額で、基準額が100円くらい違ってきます。単純に4億円投入すると400円くらい金額が違ってくるという、そのような計算になります。ですので、各市基金の残額によって、今回の上昇額がそれぞれ違ってきているようです。船橋市はまだ4,180円から4,300円の間で今決裁中だというお話を聞いております。近隣市の状況についてはこのような状況となっております。保険料についての説明は以上となります。

また、今回、案として資料を皆様にお配りしましたが、前回の平成23年11月の素案と、概要につきましては基本的に変わっておりません。字句の訂正、表現の仕方を訂正し内容は変わっておりません。以上です。

(会 長) 資料1や資料2についての報告はありますか。

(事務局) 資料2ですがお二方にパブリックコメントをいただきました。平成23年12月21日から平成24年1月19日まで30日間パブリックコメントを実施しまして、お二方のご意見をいただいております。参考に配布いたしました。皆様に読んでいただきたいのですが、介護予防やひとり暮らしの方のケアなりその辺りをしっかりやってほしいとご意見がありました。それから、共通なご意見としましては、「介護者・介護の教室を開催してほしい。特に、男性の方にも介護教室を

開催して、男性の方にも介護の仕方等をもっと知ってほしい」というようなご意見もありました。それから、ひとり暮らしの方の閉じこもりの予防に、談話室等の集まりの場をもっと作ってほしいというご意見もありました。以上です。

(会 長) 　ただ今、事務局から介護保険料の改定についての説明とパブリックコメントの実施結果についての報告がありました。これにつきまして、特に、介護保険料の改定につきまして皆様方にご審議していただこうと思っております。ご意見はありますか。

(委 員) 　先程第3段階の方が2千人と説明がありましたが、全部で何人ぐらいいるのですか。

(事務局) 　第5期計画の案の108頁をご覧ください。これは、あくまでも見込みの数字となっておりますが、平成24年・25年・26年3ヶ年の各段階の見込みの人数を記入しております。その中で第3段階が2,212人。その中で今回2つの区分に分けるとお話ししましたが、それぞれ1,108人、1,104人と見込んでおります。そして、合計が24,309人となっております。

(委 員) 　介護保険料が今度上がりますが、今お話を聞いた中で、国からの介護職員1人当たり平均1万5千円の介護職員処遇改善交付金が平成23年度をもってなくなるとありました。したがって、それが保険料に転化されるという理解でいいのですか。

(事務局) 　そうです。全体的な給付も一部上がり、介護職員の処遇改善の交付金がなくなるというのを含めて1.2%上がると見込んでおります。

(委 員) 　その中でも、基金の取崩しというのが4億1千万円ほどあるから、まだ多少は抑えられているという理解ですか。そうすると、この4億1千万円を今回の予定では全て投入し、残高はほとんど0円になってしまいます。これから第5期が過ぎた後の今回の基金の分の補てんというのは、やはり保険料のアップで補う方向になるのですか。国からの援助があれば別ですが、援助があるかどうかわからないにしても、どのような方向になるのですか。

(事務局) 　前回の協議会の中で岡村委員の方から同様のご意見をいただいたと思います。その時もそうでしたが、平成24年から

平成26年の間については基金を投入して、できるだけ保険料の上昇を抑制しなさいという国の指導があります。そして表を見ていただくと、どこの市町村もほとんどの基金を投入しております。そうすると、おっしゃるとおり平成26年まではいいけれども、平成27年以降、また同じような問題が起こると思います。更に、認定者数や介護給付費が上がってくると思うのですが、まだそこまで国の政策として決まっておりますので、社会保障で、これから国がその段階で平成27年度以降は交付金をどうするのかというのも議論していくと思います。今の段階ではこうしなさいという指導です。もう1点付け加えますが、この4億1千万円というのは3ヶ年で取り崩していくのですけれども、例えば、これが平成24年度は基金を投入せずに間に合えば、そのまま使わずにまた翌年へという形になります。最終的に4億円全部を投入するというのではなく、実際に足りなくなった場合に投入するという形になりますので、これが今4億円と経常しておりますが、実際には2億円で足りたということであれば2億円というのはまた基金の方に積み立てていきます。

(委員) その逆はないのですか。平成24年度で全て使い切ってしまうことはありえますか。

(事務局) それはありえると思います。例えば、今回の保険料の改定を大きく下げた見込んだ場合には、そのような現象がでてきます。その場合は先程ご説明した県の基金をお借りする形となり、借りた分は返していくのですが、その次の計画の中に盛り込んで返済していくという形になります。なので、次回はさらに介護保険料が上がってしまうことになります。ですが、基本的にこういったケースはないので、どこの市町村も基金として残余金がある状況です。

(委員) 今回4億円を取崩しとするのはわかりましたが、この基金は介護保険制度が開始された当初からの余剰金が積み立てられたものですか。

(事務局) これが平成12年からずっと、給付の保険料分の余剰金を基金の方へ戻すことで積み立てられたものです。

(委員) それでは、余ればいいですが、いずれにしてもこれを全て取り崩してしまったら財政調整基金というものはなくなり、補てんするものはないのですか。

- (事務局) それは結局、介護保険料で補うこととなります。国からの交付金等がその分として交付されるのであればそれで補うのですが、それがなければ介護保険料で補いなさいということになります。
- (委員) 今回のいくらかの保険料の値上げというものは、一応取崩しの枠組みはとってあるけれども、取り崩さなくても足りるという見込みで、ある程度計算されているのですか。
- (事務局) 例えば45億円必要なので45億円の歳入で組み、その中で計算して、保険料はこの金額になるという算定です。国民健康保険は、料金をもし上げないとすると、足りない分は一般会計から繰入れという考えがあり、どこの市町村も一般会計からそのお金を繰り入れています。赤字分を一般会計から、つまり税金から入れているという現実があります。これはどこの市町村もそうです。介護保険はそのような考えはなく、基本的に国の指導としては、「そのようなことをしてはいけない」という指導です。もし、赤字になるようであれば、一般会計から繰入れはせずにその分は介護保険料で賄う、要は料金を上げないといけないという形になります。その点は国民健康保険と少し考え方が違っております。
- (委員) 介護保険料をその分アップして徴収し、それで補てんしなさいということですか。
- (事務局) そうです。今回処遇改善の交付金がなくなりますけれども、結果的に給付費が上がってしまい、それを何で補うかという介護保険料で補うという形になります。それで今回、介護保険料の基準額が新聞等で、全国的におよそ5千円近くと言われております。
- (委員) 全国的に基準額が5千円近くとありましたが、それ以上の額の計算になった場合は、財政調整基金も全く見通しがつかない中でどのように考えていますか。まだ3年先の話ですが、先程の財政調整基金を4億1千万円給付の部分に余剰金がでたら基金の方に繰り入れるから、それは多少なりとも増えます。けれども、微々たるものであり、介護保険料の基準額が月5千円を超えるとして考えた場合、それ以上、それ以下、3年後はどのような段階分けになりますか。
- (事務局) これは全国の市町村どこでも問題・課題だと思うのですが、実際、市町村ではそこまではまだ計画を立てられない状況で

す。介護保険は、国民健康保険もそうですけれども、自治事務と言いながら、国の考えで動くしかないところがあります。実際は国の事務であり国の法律で動いておりますから、それに反することもできないので、国の政策がそのまま影響しております。

(委員) 今現在は4段階が平均値ですが、これからは高齢化や長寿化を避けては通れません。もちろん長生きして健康であればとても良いことですが、そうはいかない事情もあります。これから高齢化時代に突入し、さらに皆様が元気でいるという保証はありません。3年後の話をして結論はでないと思いますけれど、今説明があったとおり、それ以降は国の政策次第というのは私もそう思っているのですが、そうした場合、鎌ヶ谷市としての介護の対応の仕方が国の政策とどう結びつき、どのような方向付けをしていくのか、それが見えません。どのような流れになるのですか。

(事務局) 市町村でその辺りの判断は難しいと思います。今回、読売新聞に介護保険料の大幅値上げという欄がありまして、横浜市の介護保険料の基準額は現在4,500円ですが、これが第5期には5千円くらいになる予定だと書いてあり、一方、新潟市は4,700円から5,900円になると書いてあります。

(委員) 横浜市は政令指定都市です。そうすると、政令指定都市であっても5千円を超えるととなると、介護を利用していない人で、上限が見えない介護保険料を払って満足する人はいません。ここの兼ね合いで、将来において不満が出てくるのではないかと思います。

(事務局) そうですね。鎌ヶ谷市もそうなのですが、今回の介護保険料は高額所得の方については低所得の方よりも多く負担していただくことで、所得の少ない方をカバーしております。所得の高い方は、例えば、介護サービスを使わない方もいらっしゃるけれども保険料が上がってしまいます。国の考え方も同じで、国民健康保険は特にそう感じると思うのですが、限度額を例えば70何万円から年々上げており、100万円近く上げていこうということを国では考えています。要は、1年間で全く医者にかからなくても、年間80万円といった金額を納めていかなければならないということです。

(委 員) そこが、国も市も中間層を一番大切にしているというのがよく見られます。ただ、3年後に改定されて、介護保険料の上限が見えないまま上がるのは当然なのですが、65歳以上の元気な方々が、それで納得すればいいのですが、その点も3年後以降、考えていかなければいけない課題だと思います。介護保険制度が始まった頃、月額が2千円台だったのに対し、今は倍以上になっており、当初3千円前後くらいが上限だと考えていたけれど、そうは行かなくなった現状が見えていますので。

(事務局) その頃は、その金額が適正でしょうということで始めたと思います。その頃の状況に対し、その金額は妥当な金額でしたが、高齢化が進み介護給付費も多くなると、それに合わせて料金も上げていくのかという点の問題は本当に考えなければなりません。

(委 員) それを逆手にとって、今後、何を介護の全体像にするかを見た時に、「予防が介護にならないための一番の施策です」とそういう重要な方針を、鎌ヶ谷市民10万ほどの人々に訴えかけるのも一つの手ではないかと思います。「病気になってからでは遅いので病気にならない健康づくりを」ということを皆様に考えていただきたい等、そのようなものはありますか。

(事務局) はい。今言われたとおり、第5期計画の中に、健康な人が要支援にならないように、それから、介護の一つ手前の二次予防事業対象者の方については要介護状態にならないように、色々な事業に取り組んでいくことを盛り込んでおります。個人的には、やはり先程言いました、介護状態ではない方や元気な方が談話室や老人クラブにどんどん参加して、閉じこもりにならないことが大切だと思います。閉じこもりが一番健康状態を悪化させると思いますので、そのような意味では、元気な方がそのままずっと長く元気でいられることが一番大事であると思っております。

(委 員) やはり、人と会って話すことが健康への第一歩なのですね。

(事務局) 今回、計画の中にサロンという表現があります。これから計画を具現化していくのですが、皆様が気軽に集まれるようなお茶飲み会やお楽しみ会の場を各地域で展開できればと考えております。

(委 員) それはいい考えですね。自連協や老人クラブ等、実際にあるサークルがあるので、それをうまく利用して、絆という言葉が今色々言われておりますけれど、病気になってからでは遅いので病気にならないように鎌ヶ谷特性の地域のボランティアを利用した介護予防・健康づくり、これを主張して、近隣でも皆が賛同すれば、いい傾向になると思います。これは私達からの提案なのですが、頑張ってくださいと思います。

(事務局) わかりました。

(委 員) 介護状態にならないように予防することが大事というのもそうなのですが、先程の介護保険料のお話で少しいいですか。

例えば、介護職員の処遇改善ということで一般的には1人当たり1万5千円くらい交付されて、報酬が大きく上がったように思いますが、実際は働き具合なので、総時間が1か月きちんと働いている人はそれくらいいくかもしれませんが、そうではない人は、ほんの何百円だったり何千円だったりとあまり上がらず、それも今年度の3月でなくなります。まず、介護職員処遇改善交付金がなくなり、昨日の新聞か何かに掲載しておりましたが、生活援助の時間区分が1時間から45分になり、実際の単価が下がります。そうすると、事業所としての運営もこれからどうなるのか等、色々絡んできます。しかし、私も少し勉強不足ですが、実際に介護保険を使っている方は全体の2割もいません。それぐらいしかいない中で、あとの8割以上の方が介護保険料をただ払うだけといった不公平感があります。介護保険の良い所は沢山あるのだけれども、介護給付費が上がって介護保険料の上限が上がってしまう。それでも在宅が大変という方もいて、色々な方がいらっしゃるの、そういう様子を見たりすると介護保険の運営の中で、介護サービスを使っている人が2割にも満たない中で、何故このように介護保険料が毎年値上がっていくのですか。全体の8割の介護サービスを使わない方々も相当な金額を払っているのに、それでも足りないというのは、何をどう考えたらいいのかわかりませんが、やはり介護保険の運営について更に考えなければいけないと思います。実際、国民年金で生活している方々も、だんだん保険料の支払いが増えているので、生活の為に使える範囲が狭まってきているの

が事実です。すごく圧迫されている現状を見るのですが、そういうものをどう考えたらいいのか私自身もわからないのですが、皆様はどう考えていますか。これ以上、介護保険料が上がったら、高齢者はどんどん増えて年金生活者も増えてきていますので、生活が破たんするのではないかと思います。先程、病気にならないための予防とありましたが、結局私達も年齢が上がると、はっきり言って何かしらの薬をのんでいます。介護保険は使わないので一見元気に見えるけれども、やはり医者にも掛かりますし、こればかりはわかりません。そのように考えると感想的なことなのですが、これはこれで3年間いく形にはなりますけれども、その先のことを考えるとやはり早めに何か考えておかなければならないと思います。

(事務局) 社会保障はもう本当に難しいと個人的に思います。私は高齢者支援課に来る前に、保険年金課におりました。医療・介護・年金について、今国の方で色々やっておりますけれども、高齢化が進み、若い人が段々少なくなっていき、年金も大変な問題があつて、これから更に無年金の方が増えていくと思います。実際、年金の収納率は60%を切っており、普通なら破たん状態と言えます。現在、介護サービスを受けている方も年金で、例えば、施設に入っている方も年金で費用を支払っています。無年金の方がどんどん増えていき、サービス費用等を年金で支払えなくなり、どうするのかという生活保護という形になり、今後生活保護を受給される方が増えていくと思います。私の今のこの仕事で見えておりますと、最近いろんな困難事例が毎日のようにあります。例えば、息子に年金を使われて介護保険を使いたくても使えない方、例えば、年金を担保にお金を借りたので銀行への返済で生活ができないが、年金の額がある程度ある為に生活保護を受けられない方といったケースが増えております。その中で、市役所が何をするのかと言つても、財政が厳しいという状況もありますので、はっきり言って市の力だけではどうしようもありません。国の交付金等を増やしていただかないとやっていけないというのが現実です。

(委員) 今の問題は、本当に社会問題ですね。息子さんが働いていないという問題があり、親の年金をあてにするという問題です。私、私も現実を沢山見てきておりますのでその話は置い

ておいて、平成24年度から平成26年度で、財政調整基金の4億円を費やしていく間に、やはり介護予防、予防に力を入れていく3年間にしてほしいと思います。本当は、元気で人のお世話にならないで1人で生きていきたいという気持ちは、おそらく皆様持っています。そこで、自分の健康づくりをどうするかという認識や知識のレベルを上げていかないと、例えばサロンを作ってもなかなか利用者が伸びないと思います。意識を高めていかなければいけないというのが一つあると思うのですが、とても露骨な言い方ですけど、「介護保険料が上がり、大変になってきます。それを抑えるためには皆様一人一人が元気であることです」ということの啓蒙だと私は思います。それを、あらゆる機会をとらえて、意識を高めていくことがまず一番大事だと思うので、そういうものに力を入れる3年間であってほしいと思います

(会 長) この後も、確かに介護保険について今回の3年間はやり繰りできていても、これからの見通しは非常に暗いというような心配があります。国自体も場当たりの政策をとっていることで、この介護保険にしてもそのようなことが顕著に表れている訳ですけども、当面ということで、今日提案されました3年間のことについて、このような説明のあったことで臨みたいということです。皆様のご意見の中で、まず健康であるような方向の政策を共に進めてほしいという要望が非常に多くありました。そのようなご意見がでましたが、その他について、違う面で質問はありますか。

(委 員) 保険料率は、他の市でもだいたい同じなのですか

(事務局) 各市に伺ったのですが、先程の近隣市の中で段階的に言いますと、8段階から15段階まであります。柏市は多くて19段階くらいで、他は8段階から15段階の範囲です。鎌ヶ谷市は13段階ですから平均的なところですが。段階的には松戸市・市川市が15段階、船橋市が14段階、野田市・流山市が11段階、浦安市が12段階、我孫子市が8段階というような状況です。

料率は、今回鎌ヶ谷市は1段階と2段階を0.45にしましたが、同じく市川市・船橋市が0.45、松戸市が0.48、野田市・我孫子市・浦安市が0.5、流山市は1段階が0.3、2段階は0.4となっております。一番高い保険料

率は鎌ヶ谷市が2.3ですが、松戸市・市川市は2.4、船橋市が2.5、野田市・我孫子市・流山市が2.0、浦安市が2.1となっております。今回、近隣市も段階を増やし、限度額もやはり増やしています。反対に、第1段階と第2段階を市川市や本市を含め、下げた所があります。やはり、全体的に高額所得者の方に対しては少し負担していただいて、低所得の方の保険料を極力抑制しているような改定となっております。

(委員) サポーターの人を増やす講座を設けるということがありましたが、テレビを見ていたら少し驚いたのですが、自分のしていることがわからない等の認知症と、てんかんが間違えられているというのをテレビで見ました。てんかんは病気なので薬で治るのですが、認知症はそれ以上進まないように抑えることはできても薬で治りません。てんかんは薬で治りますが、精神科医や先生の見立てが大変なので、私達が見ていても、てんかんの症状であったとしても、「あの人の行動が最近おかしいので認知症かもしれない」と思いがちです。なので、ボランティアや養成講座を開いて地域の人を見ていこうとするときに、先生方からそういう話をさせていただければと思います。なかなか見極めが難しいですが、見極めのために家族がどのような発作が起きた等の状況を克明にノートにとり、医者に見せることで非常に診断しやすくなるといった対応の仕方もありますので、養成講座で話をさせていただくと参考になる事項ではないかと思いました。50代以降からてんかんの方が増えており、子供の病気だと思っていたらそうではないので、何でも認知症だと考えてしまうと費用ばかり掛かりますので、せつかく養成講座を行うのであれば、その点も少し深めていただけたらと思いました。

(事務局) 今回の認知症の講座ですが、介護の認定審査会をされている病院の先生に定期的に認知症の講演をしていただいております。来月の平成24年2月20日も講演会を予定しており、今回の対象者は介護事業者・ケアマネジャーを対象に講演会を開くのですけれども、その先生にお願いして定期的に行っております。この計画書にも書いてありますが、認知症サポーター養成講座も既に今まで30回以上行っているのです。そのような講座をどんどん増やしていきたいと考えております。

更に、今年から子供達にも認知症を理解していただこうと計画をしまして、この間の1月16日に、東部小学校の5年生を対象に認知症サポーター養成講座を開催しました。4クラスあって2クラスずつ、午前中に2回行いましたが、今回子供を対象には初めて行いました。今度は1月30日に初富小学校で、先生方とPTAの方を対象に講座を予定しています。徐々に、いずれは子供たちと一緒に両親の方にもそのような講座を開催できればと考えております。今の段階では、子供達に偏見がないように、若いうちから理解していただこうという考えで計画しております。ですから、平成24年度はもっと他の小学校でも開催できればと思います。

(委員) そのような講座はありますが、現実には意外に個人情報の問題等ありますので面倒です。別に認知症ということだけではなく、先程のお話ではありませんが、困っているのに介護を受けたくても受け方がわからないとか、ご飯も食べてないとか、隣を覗くというわけにもいきませんから、その辺りが少し難しいですね。個人情報との見極め方と言いますか、敬老会をやってもそのような問題はありますから、私達から見ると難しいところです。

(事務局) 個人情報の壁で、難しいものがありますが、今現在は65歳以上の方には民生委員の訪問と基本チェックリストをお送りしております。元気な方は回答が返ってきますので、反対に返ってこない方を、地域包括支援センターの方で回りながら、また精神疾患の方については、保健師と連携をとりながら、指導して問題を発見していく形をとっております。様々な調査等で回答をくださる方は問題がないですが、回答がない方は問題があるという部分で3つ目の地域包括支援センターもできましたので、更にきめ細かに訪問していこうと考えております。そのため、今現在西部地域包括支援センターは4エリアから2エリアの担当になったのですが、「今までよりも2エリアになった方が更に忙しくなった」と言っておりますので、対象者の方も増えており、連携をとりながら、市民の方には認知症サポーター等も含めまして色々な形で認知症やひとり暮らしの方を理解していただいて、進めたいと思っております。また、新聞配達の方とか郵便配達の方とか、地

域の方と連携をとりながら孤独死を少なくし、発見を早くしたいと思っております。

(会 長) 色々本当に先の見えない状況の中で、皆様貴重なご意見で、とにかく健康で生きるために、先程言ったような推進をしてほしいと提案され、それに絡んだご意見が非常に多いようですけれども、だいたいご意見も出尽くしたようです。今日、介護保険料の改定の説明につきまして、それに関連して只今のようなご意見がでましたが、先程の説明の改定そのものについては、今回ご了解いただいたということですのでよろしいでしょうか

(委 員) はい。

(会 長) それでは、説明のありました当面の改定についてのご了解が得られたということで、この計画策定またその他に絡んで今後のスケジュールについて、何かありましたら事務局から説明をお願いします

(事務局) 第5期計画につきましては、今回の協議会の後に市長決裁を取り、平成24年2月16日に市議会議員の方に説明いたします。それから、保険料につきましては市の条例改正になりますので、3月議会に上程します。議会の最終日が3月19日になりますが、そこで決まれば平成24年4月1日から料金改定が施行されます。計画書につきましては、出来上がり次第、5月頃になると思いますが、皆様方に郵送できればと考えております。以上です。

(会 長) その他にご意見がないようでしたら、以上で第4回介護保険運営及びサービス推進協議会を終了いたします。

以上、会議の経過を記載し相違のないことを証するため次に署名する。

平成24年3月16日

署名人 丸山 雅央

署名人 松崎 良子